

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画の背景と目的

### ①背景

- 戦後の急速なモータリゼーションの進行とともに、放置自転車等の問題が顕在化したことを受け、自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車駐車場の整備等に関し必要な措置を定めた「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」（以下「旧自転車法」という。）が昭和55年に制定されました。
- 平成6年には旧自転車法が改正され、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（以下「自転車法」という。）となりました。これにより、自治体は自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」を定めることができるようになりました。
- 区では、昭和63年に「大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例」（令和元年から「大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例」。以下「自転車条例」という。）を制定し、主に鉄道駅周辺の自転車等駐車場の整備、放置自転車の撤去、啓発活動を中心とした対策を講じてきました。
- 自転車利用がもたらしている諸問題への対応策を審議するため、自転車法及び自転車条例に基づく区長の付属機関として、平成21年に「大田区自転車等駐車対策協議会」（以下「駐車対策協議会」という。）を設置し、駐車対策協議会の答申を受けて平成23年に「大田区自転車等利用総合基本計画」（以下「前総合計画」という。）を策定しました。
- 前総合計画の着実な実施に向けて、平成25年に「大田区自転車等利用総合基本計画に基づく整備計画」、平成28年に「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」（以下「ネットワーク計画」という。）を策定し、2つの実施計画に基づく事業を展開してきました。
- 国においては、改めて自転車の持つ様々なメリットが注目されるようになり、自動車への依存の程度及び環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等の重要な課題の改善に向けて、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「自転車活用推進法」が平成29年に施行されました。
- 自転車活用推進法において、自治体は「自転車活用推進計画」を定めるよう努めなければならないとされていることを受け、区では令和元年に「大田区自転車活用推進委員会」（以下「活用推進委員会」という。）を設置し、前総合計画の計画期間の終了と併せて、自転車活用の視点も加えた新たな計画を策定することにしました。

## ②目的

- 本計画は、日常生活に不可欠な乗り物として利用されている自転車の安全・快適な利用環境を確保し、適正な利用を促進するとともに、環境負荷が少なく、心身の健康づくり、観光振興等につながる自転車活用の推進を図ることを目的として策定します。
- これまでに取り組んできた【とめる】【はしる】【まもる】の施策を土台として、新たに進める視点である自転車活用施策については、【たのしむ】をキーワードとし、自転車活用推進法や国の自転車活用推進計画における目標を踏まえ、区民自身が自転車を積極的に活用しながら、自転車のある暮らしを楽しめるようになることを目指していきます。
- 世界的な「SDGs（持続可能な開発目標）」推進の動きの中、区においてもSDGsの視点を踏まえた取組みが求められていることから、本計画では、区民の自転車活用を推進することにより、目標達成に寄与していきます。

### ■国の自転車活用推進計画の概要

国の自転車活用推進計画では、以下の4つの目標が設定されています。

都市

自転車交通の役割拡大による  
良好な都市環境の形成

健康

サイクルスポーツの振興等による  
活力ある健康長寿社会の実現

観光

サイクルツーリズムの推進による  
観光立国の実現

安全

自転車事故のない安全で安心な  
社会の実現

[第1次] 平成30～令和2年度 [第2次] 令和3～7年度

### ■SDGs（持続可能な開発目標）の概要

経済、社会、環境をめぐる地球規模の課題が多くある中、平成27年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年（令和12年）までの「SDGs（持続可能な開発目標）」が盛り込まれました。

SDGsでは17の目標と169のターゲットが掲げられ、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

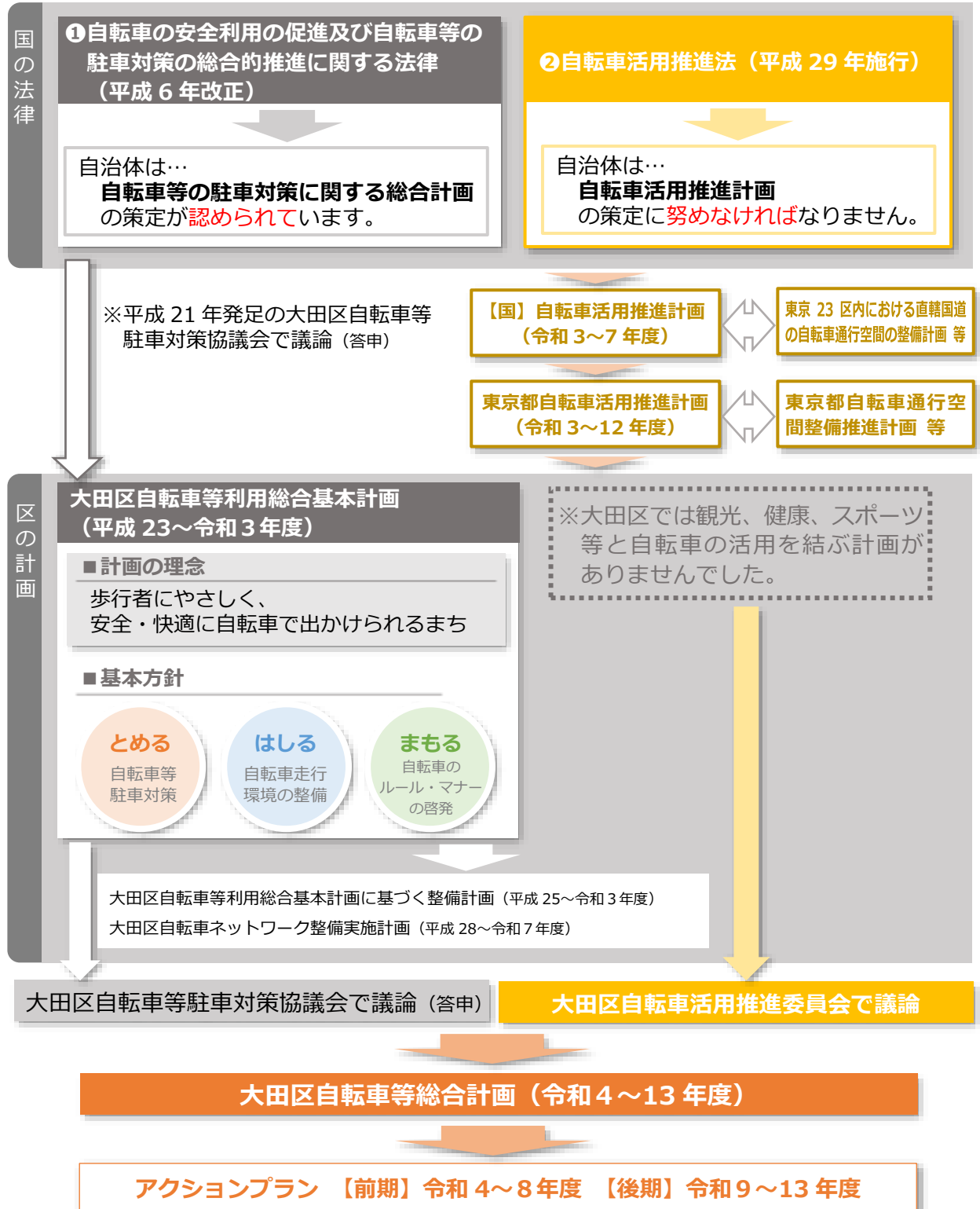


- 本計画が主に関連する目標は、目標11「住み続けられるまちづくりを」です。国では、2050年（令和32年）までのカーボンニュートラル（脱炭素社会）を目指し、短距離移動の交通手段を、自家用車から公共交通機関との組み合わせを含めた自転車利用に転換しようとする動きがあるため、本計画では、自転車活用を推進する中で自転車が環境にやさしい乗り物であることも普及・啓発し、区民の意識向上を図っていきます。

## 2. 計画の位置づけ

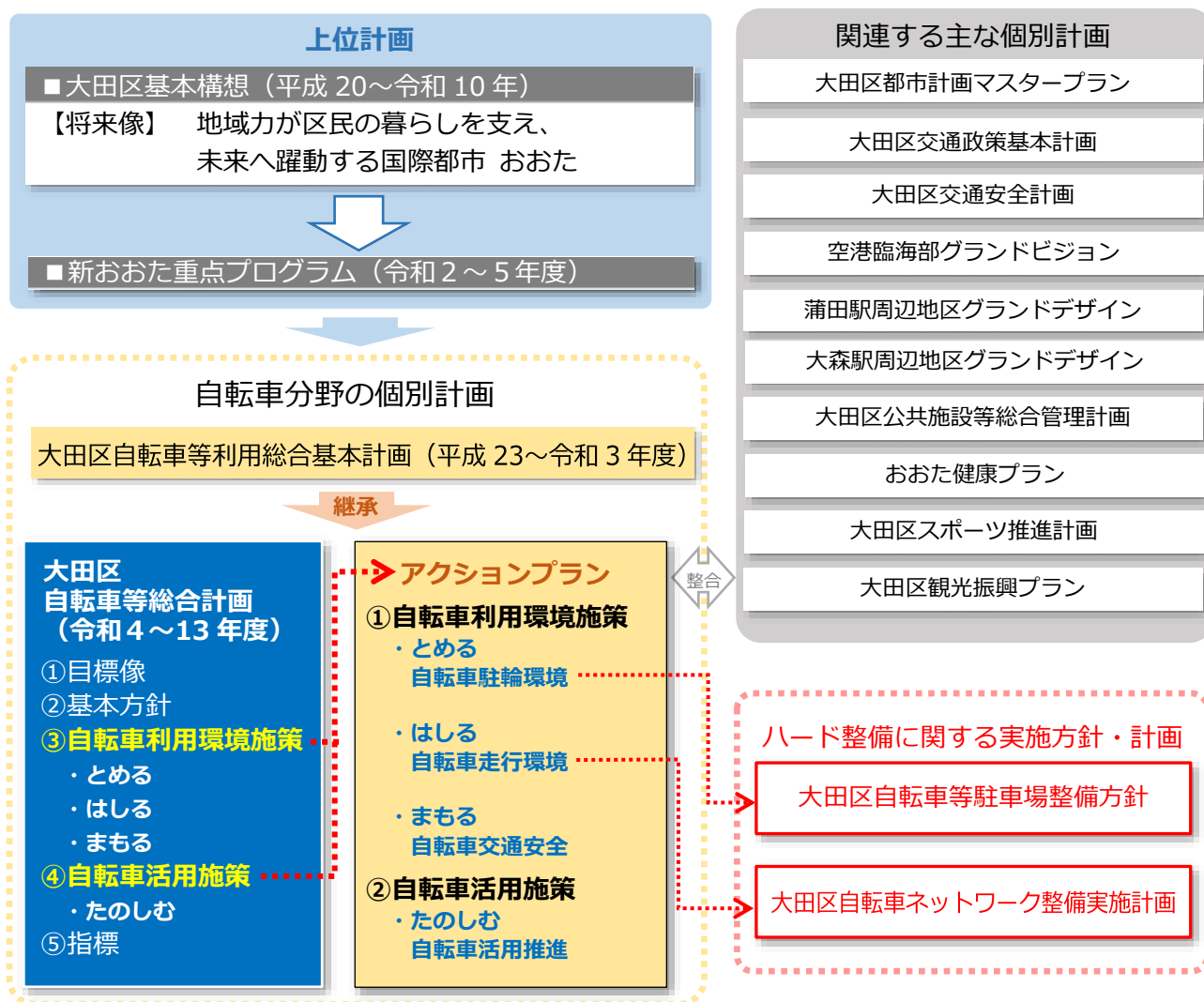
### ①国の法律に基づく位置づけ

- 本計画は、自転車法に基づく「自転車等の駐車対策に関する総合計画」と、自転車活用推進法に基づく「市町村自転車活用推進計画」を一体的に策定するものです。
- 本計画の策定にあたっては、駐車対策協議会及び活用推進委員会で議論を行っています。



## ②区の上位・各個別計画との関係

- 本計画は、「大田区基本構想」の実現に向けた自転車分野における最上位の個別計画としての位置づけであり、まちづくり等の関連する分野の個別計画との整合を図っています。



## 3. 計画の期間

- 本計画の期間は、令和4年度から13年度までの10年間とし、前期と後期の5年ごとに策定するアクションプランに基づき具体的な事業を推進していきます。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
大田区基本構想																				
おおた未来プラン 10年								新おおた重点プログラム												
大田区自転車等利用総合基本計画 ※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い計画期間を1年延長										大田区自転車等総合計画 (自転車等の駐車対策に関する総合計画+自転車活用推進計画)										
大田区自転車等利用総合基本計画に基づく整備計画										前期アクションプラン					後期アクションプラン					
大田区自転車ネットワーク整備実施計画																				